

【学生の皆さんへ】

IGL 医療福祉専門学校

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う学校生活の対応について【9/8 更新】

感染抑止のためにも学生の皆様には下記の通知内容を遵守してください。

通学や学校内での遵守事項

登校前

- ① 毎朝体温を測り、体温及び健康状態を記録してください。あわせて過去2週間の行動履歴を記録してください。

倦怠感、呼吸困難、発熱等の症状や味覚・嗅覚異常等の明らかに通常時と違う症状がある場合には登校しないでください。(発熱だけではありません)

また、上記の症状以外にも風邪症状に似た体調変化があった場合は登校を見合わせ、学校に相談の上、指示に従ってください。

*上記のような新型コロナウイルス感染拡大に関わる欠席は当分の間、出席停止とします。

出席停止	出席すべき日数から除外する。(例: 15回の授業予定が2回出席停止となると13回の授業となる。試験の受験資格の計算時の分母が減る。) 又は、授業の遅れなどが懸念される場合は、遠隔授業、課題授業を自宅で受講し出席とする。実習など遠隔授業、課題授業が困難な場合、後日補講を受講し出席扱いとする。
------	--

- ② 手を洗う際や急に咳やくしゃみが出る際に使用できるよう、ハンカチを携帯しましょう。

登校時

- ① 常時マスクを着用し、人込みをなるべく避けて登校しましょう。
 ② 電車やバス、エレベーター等の人の往来がある場所での会話は慎んでください。

スクールバス

- ① 密閉空間を避けるため、窓を開けて運行します。消毒液が必要な場合は申し出てください。
 ② 車内での会話は慎んでください。
 ③ 車内では常時マスクで口と鼻を覆いましょう。
 ④ 咳エチケットを守るとともに、不要な会話は慎みましょう。

学校到着時

- ① 玄関ロビーに設置されているアルコールで手指消毒をしましょう。
 ② エレベーターは人の距離が近くなるため、出来るだけ階段を利用しましょう。

教室

- ① 休憩時間や授業時は窓や出入口を少し開けたままにしましょう。
 騒音や暑さが気になる場合は定期的に窓を開けて換気をしましょう。(最低1時間に1回)
 ② 常時マスクを着用しましょう。
 ③ 昼食等の食事をする場合は必ず手を洗いましょう。また、向かい合い会話をしながらの食事は控えましょう。食事前に限らず手洗いはこまめに1日に何度でも行い、必要に応じて手指の消毒を行いましょう。
 ④ 教室に限らず、学校内にいる時は不必要的会話を慎んでください。

その他

- ① 手洗い・うがいは徹底してください。
- ② 多くの人が集まる状況を作らず、3密回避（密閉・密集・密接）に努めてください。
- ③ サークル活動（練習試合・対外試合・通常活動等）は3密回避を前提とし内容によって一部認めます。顧問の教員の指示に従ってください。但し合宿は中止してください。
- ④ 可能な限り最低1メートルの社会的距離（ソーシャルディスタンス）をとりましょう。

学校外での遵守事項

感染予防

- ① 手洗い・うがいを徹底するとともに、必要に応じて手の消毒等も行いましょう。
- ② マスク等の咳エチケットを徹底するとともに、できるだけ人混みを避けましょう。
- ③ 外出中は、意識して、手で眼、鼻、口等に触れないようにしましょう。（接触感染防止）
- ④ 換気の悪い密閉空間、多くの人の密集する場所、近距離の会話での密接場面（3つの「密」）が重なる3密場面を避けましょう。
- ⑤ 可能な限り最低1メートルの社会的距離（ソーシャルディスタンス）をとりましょう。
- ⑥ 公共交通機関やエレベーター等の人の往来がある場所での会話はできるだけ慎みましょう。
- ⑦ 参加者同士の濃厚接触の可能性が高い行事や会食、不特定多数の人が集まる不要不急の集まりはできるだけ出席しないようにしましょう。

健康管理

以下の指針に従い、自身の健康管理を行う。なお、該当事項が生じた場合には学校に連絡すること。

- ① 毎朝体温を測り、体温及び健康状態を記録してください。あわせて過去2週間の行動履歴を記録してください。
倦怠感、呼吸困難、発熱等の症状や味覚・嗅覚異常等の明らかに通常時と違う症状がある場合は外出をしないでください。（発熱だけではありません）
また、上記の症状以外にも風邪症状に似た体調変化があった場合は外出を見合わせ、学校に相談の上、指示に従ってください。
- ② 自身が保健センター等の行政機関から新型コロナウイルス感染者と確定された場合や濃厚接触者と確定された場合はそれ以降の外出を見合わせ、行政機関の指示に従ってください。
- ③ 新型コロナウイルス感染を疑われ、PCR検査を受けたあるいはこれから受ける近しい人（親族や頻繁に会う友人等）がいる場合は、その旨を速やかに学校に連絡してください。
- ④ 次の症状のいずれかが現れた場合は、「広島県新型コロナウイルス感染症コールセンター（TEL082-241-4566 全日24時間対応）」に速やかに相談し、指示を仰ぎ、あわせて学校に連絡してください。
 1. 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、高熱等の強い症状のいずれかがある。
 2. 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている。
 3. 味覚異常、嗅覚異常が続いている。
- ⑤ 症状の有無にかかわらず、次に該当する場合も、「広島県新型コロナウイルス感染症コールセンター（TEL082-241-4566 全日24時間対応）」に相談し、指示を仰ぎ、あわせて学校に連絡してください。
 1. 新型コロナウイルス感染症と確定した者と接触した恐れがある場合。
 2. 新型コロナウイルス感染症の疑いがある者の気道分泌液、体液、糞便等の汚染物質に触った、それらの処理作業に携わった、あるいは、それらの近くにいた。
 3. 新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者を診察・看護・介護・同居した。

その他

- ① 海外渡航は原則中止してください。
- ② 就職活動や就職面接は各企業の方針に従うこと。やむを得ず参加する場合は上記の感染予防に十分留意し、感染予防に努めてください。
- ③ 県外への移動は、当分の間、中国・四国9県内に限りましょう。
ただし、中国・四国県内においても感染者の多い地域への移動は自粛しましょう。
あわせて、中国・四国9県以外の県外ならびに感染者の多い地域から来られる方との接触も控えましょう。
- ④ やむを得ず中国・四国9県外や中国・四国県内の感染拡大地域へ移動が必要な場合、中国・四国9県以外の県外ならびに感染者の多い地域から来られる方との接触する場合は、あらかじめ学校に相談の上、県外移動届・県外在住者等の接触情報届を担任に提出してください。
- ⑤ 上記の場合、次の期間は出席停止・自宅待機となります。なお、期間中は体温、健康状態の確認を行います。
中国・四国9県外や中国・四国県内の感染拡大地域へ移動の場合 14日間
中国・四国9県以外の県外ならびに感染者の多い地域から来られる方との接触する場合 8日間

以上

参考資料

7月21日に警戒強化宣言が広島県から発令されました。

広島県はこの7月における新型コロナウイルス感染症の拡大について、4月の感染拡大時より危惧しています。下記の宣言文を併せて一読いただき、学生の皆様は感染抑止に努めてください。

感染拡大に対する警戒強化宣言～第2波を防ぐために～ R2.7.21 広島県

1 趣旨

- 本県では、新型コロナウイルス感染症拡大の一定の落ち着きを見て、第2波の到来に備えた検査能力増強や医療提供体制強化、並びに経済活動支援等の取組を進めているところである。
- こうした中、7月に入り、広島市や福山市等で連続して感染者が発生し、かつ、感染経路不明者の割合が高まっており、特に、7月期の特徴は、4月期と比較して、飲食店等の市中で感染拡大が進み、さらにその罹患者が若年者であることから感染確定までの間に広範囲にわたって移動・活動し、その間に接触者を増やしていることが挙げられる。
- これらのことから、7月期は4月期よりも急激かつ広範に感染が進むことが懸念され、専門家からも、第2波の入口に差し掛かっていると見られ、このまま推移すると感染者の大幅増の恐れがあるとの見解が示されている。
- 県民の健康で安心できる暮らしや雇用の維持確保をはじめ、経済活動正常化の動きを止めないために、現段階での再度の行動制限等は回避することを基本として、早急に感染拡大防止対策に取り組むこととする。

2 具体的な感染拡大防止対策

(1) 基本方針

行政は徹底した早期の新規感染者の捕捉などによる感染拡大防止対策に取り組む。県民及び事業者は徹底した感染予防対策に取り組む。これらを両輪として県民・事業者・行政が連携して警戒を強化し、第2波到来を阻止することを基本方針とする。

(2) 行政の取組

① 徹底した早期の新規感染者の捕捉と入院等措置の実施

出来るだけ早期に陽性患者を捕捉し入院等の措置を取ることで他者との接触を遮断し感染拡大を防止する。そのために「検査体制の拡充」と「検査対象の拡大」に取り組む。

ア 検査体制の拡充

身近な医療機関でのPCRや抗原検査の検体採取を可能にして、感染確認検査の高頻度化を図り、感染者捕捉の入口を増加する。

そのため、

(ア) 検体採取を実施するクリニック等の協力医療機関の増加に取り組む。

(イ) 協力医療機関において、検体採取のリスクや負担を低減することが可能な唾液採取を普及する。そのために、検体の円滑な集荷搬送や検体数の増加に対応できる検査体制の構築に取り組む。

(ウ) 協力医療機関において唾液採取による検査が可能となるまでの間は、医療機関を受診した者のうち、検査が必要と考えられる者の帰国者・接触者外来でのPCR検査への誘導拡大を図る。

イ 検査対象の拡大

疑わしい症状が出てから検査実施までの期間を最短化するために、かかりつけ医や協力医療機関等において、従来よりも幅広かつ迅速に検査実施の判断を行うこととする。

② 積極的疫学調査の徹底

これまで、患者との接触者に対して、現在の健康状態（熱など風邪症状の有無、嗅覚・味覚消失も含む）や接触度合いに応じてPCR検査を実施してきた。今後は、この検査対象者を更に拡大して、感染者と発症前14日間など一定期間に同一空間に居た者を「接触者」として、また感染者と感染可能期間に同一空間にいた者を「濃厚接触者等」として「症状の有無を問わず検査対象とする」など、これまでの検査対象者基準を拡大することで、より広範な調査を行い感染者の早期発見を推進する。公表に関して、陽性と判明した日に、年齢、居住地、症状、入院等状況及び他事例との関係に絞り込んで公表することにより、個人情報を守秘することで、聞き取り調査の精度を上げつつ、調整に要する時間を短縮し、積極的疫学調査の効果を上げる。集団発生事例や不特定多数との接触が疑われる事例は、個別に詳細を公表し、また、感染拡大防止のために必要がある場合には、施設名等を含め積極的に公表を行う。また、発生が続いている時期においては、定期的に発生状況について分析した結果を県が一括して公表する。

③ 感染防止対策を整備した店舗等の拡大

「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の拡充を図るとともに、業態ごとに優先順位を付けて、取組宣言店への実地確認等を行う。また、各施設に関して国等が示したガイドラインの適切性について全国の感染状況データ等を入手するなどし、ガイドライン等のPDC-Aにも取り組んでいく。

④ 国の接触確認アプリ等のデジタル技術の積極的活用

国の接触確認アプリの導入を促進するとともに、調査の効率化と情報の確度を高め感染者の早期発見を徹底するため、店舗QRコードの活用等のデジタル技術の導入を図る。

（3）県民及び事業者の感染防止対策の徹底

県民及び事業者が自ら基本に立ち返った感染予防策の徹底に取り組んでいただけるよう、以下を発信する。

① 県民に対する働きかけ

- ア 引き続き、**感染予防策**（「3つの密」の徹底的な回避、体調管理、マスク着用、手洗い・咳エチケット、人と人との距離確保等）を徹底してください。
- イ 検査対象を拡大することから、**体調不良時は外出を控え、予め電話をした上で、かかりつけ医を受診**し、医師の指示に従ってください。
- ウ 飲食店等を利用する場合は、
 - ・ ガイドライン等に基づいた感染防止策を講じている店
 - ・ 広島県の「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を利用してください。
- エ 国の接触確認アプリや今後県が導入する店舗QRコード等デジタル技術を積極的に活用してください。
- オ 感染状況や移動先の都道府県が出す情報を確認して、**リスクが高い地域への移動や施設の利用は控えてください。**とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎んでください。

カ 感染者の早期捕捉を実効的なものとするためには、積極的疫学調査として感染者や接触者からの聞き取り情報が極めて重要であり、感染者等が調査に協力しやすい環境を整えるためにも、**感染者・医療関係者やその家族等を誹謗中傷・差別することは決して行わないでください。**

② 事業者に対する働きかけ

- ア 県が発表しているガイドラインに沿って、各職場にあった感染予防対策を講じてください。
- イ 従業員等が体調不良を訴えた場合には休暇の取得を促し、あわせて速やかな医療機関への受診を促してください。

- ウ 飲食関連事業者等においては、ガイドライン等に基づき、各店舗の実情に合った適切な感染予防対策を講じるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」として宣言してください。
- エ 国の接触確認アプリや今後県が導入する店舗QRコード等デジタル技術を積極的に導入してください。
- オ 感染状況や移動先の都道府県が出す情報などを確認して、リスクが高い地域への移動や施設の利用は控えるように、従業員に注意喚起してください。とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎んでください。